

教育現場におけるハラスメントに対する制度的対応と受講生の認識

佐久間貴士*1・菅原良*2・奥原俊*3・神崎秀嗣*4

Email: takashi.sakuma_82@cpuhs.ac.jp

*1: 千葉県立保健医療大学健康科学部歯科衛生学科

*2: 明星大学明星教育センター

*3: 三重大学大学院工学研究科情報工学専攻/データサイエンス教育センター/名古屋大学高等研究院

*4: 秀明大学看護学部

◎Key Words オンライン授業, 教室授業, 実習を伴う授業, ハラスメント, 制度としての対応

1. はじめに

2020年以後のCOVID-19蔓延下において、学生は登校が制限されることとなり、各大学は遠隔授業を工夫しながら実施してきた。オンライン授業では、学生の授業参加に対する態度、参加意欲などに関係するこれまで顕在化してこなかった新たな問題(スクールハラスメント)が報告されている⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾。本稿では、新型コロナウイルスの蔓延によって表出したこれらの問題を踏まえ、教室授業、オンライン授業、実習を伴う授業が多く展開される医療教育現場におけるスクールハラスメントに対する制度的対応をデータサイエンス教育における倫理的側面から整理する。

2. 対面授業における諸問題

学校教育法には、生徒または学生に対する規定はない。生徒または学生が学校生活を送るうえで準拠しなければならない規定は、一般に校則または学則である。しかし、学校においては、教員と生徒または学生との不均衡なパワーバランス、体罰、スクールカースト(図1)といわれる暗黙の生徒間序列が存在するケースなどがあり、いじめ、体罰、刑事事件、民事事件などが発生した場合に校則または学則の範疇を超えて、刑法、民法などの法令による場合が少なくない。

このように、学校では法令による規制が緩くなっているのは、(1)生徒・学生のほとんどが未成年であることによる教育的配慮、(2)教師が教育活動を行う教育の場であること、に関係している。

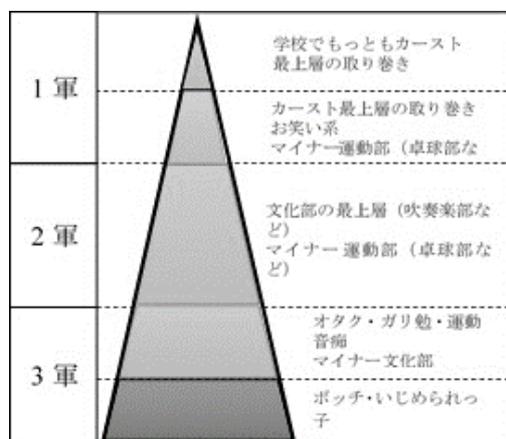


図1 スクールカーストの構造

その場合に重視されるのは、法令によって規制される行動様式ではなく、教師および生徒または学生によって意識されなければならない校則または学則、そして「学校の集団生活ないし、諸活動に対する帰属度、満足度、依存度などを要因とする児童生徒の個人的、主観的な心理状態」⁽⁵⁾⁽⁶⁾であるスクールモラルであるように思われる。本章では、学校で生起する諸問題(スクールハラスメント)のうち、体罰、セクシャルハラスメント(以下、単に「セクハラ」とする)、いじめを取り上げ、事例を示しながらスクールモラルとの関係において論じる。

2.1 「体罰」の問題

学校教育法は第11条において、「校長および教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒および児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない」としており、体罰を明確に否定している。

しかし、文部科学省は、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」において、「児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない」としつつも、「当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所のおよび時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである」とし、体罰は禁止するが懲戒は許容するとの見解を示している。

2.2 「セクシャルハラスメント」の問題

セクハラは、職務上の地位を利用し、成績、卒業等の「対価」を背景として性的言動を行う「対価型」、はっきりとした不利益は伴わないが、性的な言動を繰り返すことによって就業、修学環境を悪化させる「環境型」に分類することができる。

学校で行われるセクハラは、セクハラの加害者となる教職員の言動がセクハラと気付いていない場合が多く、教職員と生徒との間に絶対的な優劣関係あることにより、「生徒が拒否しなかった」という事実があっても、当該言動を正当化することが極めて弱い。

また、性に関する言動に対する受け止め方には、個人や

性別で差があり、セクハラにあたるか否かについては、被害者側の受け止め方が重要である。さらに、教職員と保護者との間においては、学校内ばかりでなく、学校外や勤務時間外での接触の中で、子どもの成績や進路をめぐってセクハラと訴えられる場合がある。

2.3 「いじめ」の問題

いじめ（殴る、蹴る、嫌なことや恥ずかしいことを無理やりさせる、脅迫して金品を巻き上げる、SNS に誹謗中傷を書き込むなど）の問題は、教職員や保護者の認知しないところで進行するケースがほとんどで、顕在化したときにはすでに手遅れという状況に至ることが多い。いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与え、社会的発達の阻害、自尊心の低下、学習意欲の低下等の弊害が指摘され、場合によってはいじめを受けた児童・生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせる場合がある。

2.4 諸問題の背景にある「学級崩壊」とその対処

対面授業は、教室による集団授業で行われることが多く、例えば神奈川県教育委員会は、「集団としてのモラルが失われた状況が続くと、多くの児童が、教職員や学校、モラルそのものに対して不信感を抱くこと」⁽⁸⁾にもつながるとし、「学級崩壊」の対策として、「学校の問題として、状況を把握し指導方針を決定して、役割分担を行い対応する」をポイントとして示し、(1) 攻撃を受けた本人の安全確保、心のケアと継続的な見守り、(2) その行為は人権侵害であるという毅然とした指導、(3) 攻撃した本人が抱える思い、問題行動の背景や要因を探る、(4) 保護者への適切な連絡により、家庭と学校の指導の連携を図る、といった対応を明らかにしている⁽⁸⁾。

3. オンライン授業における問題

3.1 大学における情報モラルとマナー教育の事例

オンライン授業を実施するにあたり、受講者の受講態度が問題になることがある。多くの大学あるいは教育機関では、オンライン授業を実施するにあたり、情報倫理に関する注意点や禁止事項を定めて明示している。例えば岩手県立大学では、「遠隔授業を受ける際の注意点」⁽⁹⁾と題して、情報モラルと著作権の尊重について次のようにまとめている。

「パソコンやインターネットを効率的に活用するためには、一人ひとりの『モラル（道徳・倫理）』や『良識（ものごとを正しく判断する能力）』が重要だ⁽⁹⁾。さらに、オンライン授業の URL や認証情報の他人への配布、授業の様子や授業の動画に関しては、その配布を禁止している⁽⁹⁾。また、受講者のプライバシー権や肖像権が侵害されるといったことにも留意する必要がある。AMTNEWSLETTER「オンライン授業・セミナーに関する法的論点・留意点」⁽¹⁰⁾では、受講者のプライバシーに配慮した円滑なオンライン授業を実施するにあたって以下の3点がポイントになるとしている。

- ① 授業動画を事後的に共有・公開する場合には、共有・公開が受講生の便宜（本来的に全受講者が受講すべき

授業でありかつ一定数受講しなかった受講者がいる場合や、反復して視聴される意義のある講義である場合には共有・公開の必要性が高いと考えられる。)のための合理的な時期的・人的な範囲および方法で行われるようにすること

- ② 私的空間の映り込み等は受講生側でも避けられない場合も想定されることから、希望に応じてカメラをオフにすることを認めること
- ③ 意図せぬ映り込み等についての受講生側からの対応窓口を設けること等の実務上の手当てをすることが考えられる。

3.2 高校教育までの情報モラルとマナー教育の事例

岐阜県教育委員会が実施した岐阜県内公立の小中高等学校および特別支援学校高等部の生徒を対象として実施した「情報モラル調査結果（確定版）」⁽¹¹⁾によると、小学6年生以上の学年では、90%以上の生徒が「学校の授業（朝の会、帰りの会を含む）で、情報モラルや携帯電話のマナーについて勉強したことがある」と回答している（図2）。

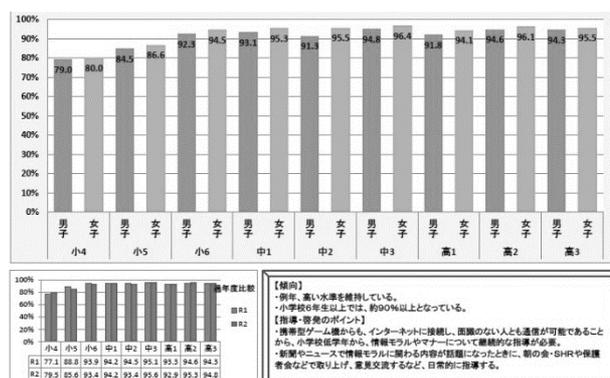


図2 学校における情報モラル・携帯電話のマナー教育
注1) 岐阜県教育委員会、「情報モラル調査結果（確定版）」、p.17より抜粋

また、家庭においても「小学6年生以上の学年で、70%前後の生徒が「家庭で情報モラルや携帯電話のマナーについて話を聞いたことがある」と回答している（図3）。

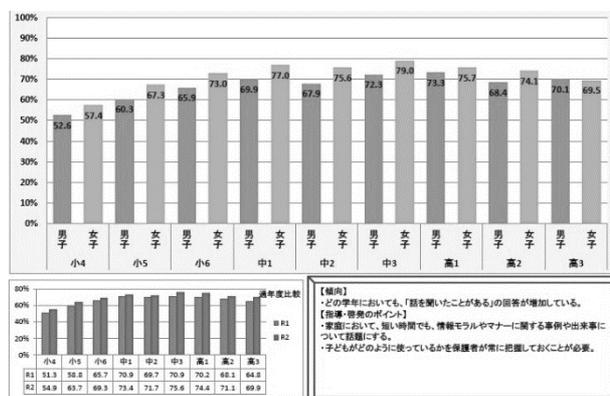


図3 家庭における情報モラル・携帯電話のマナー教育
注1) 岐阜県教育委員会、「情報モラル調査結果（確定版）」、p.16より抜粋

各学校で行われている情報モラルおよびマナー教育の結果として、「インターネットや携帯電話のメールやチャット、SNSなどで被害を受けたり、いやな思いをしたりしたことがある」と回答した生徒は10%以下に止まることから、高校までの情報モラルおよびマナーに関する教育は、十分な成果を挙げていると考えることができる(図4)。

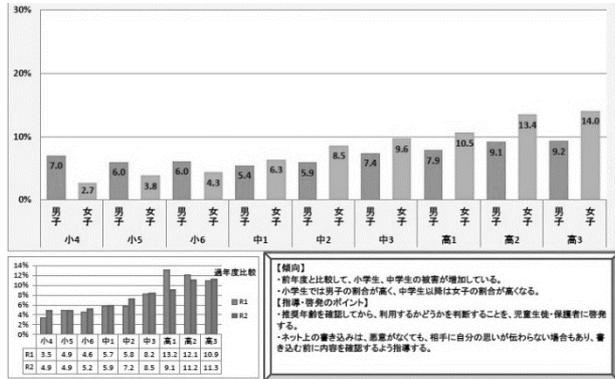


図4 ICT環境下における被害および嫌な思い
注1) 岐阜県教育委員会、「情報モラル調査結果(確定版)」, p.18 より抜粋

4. 医療教育現場における諸問題

各大学では、学生とのトラブルを未然に回避し各大学の教育効果を可視化できるように腐心している。また、各大学では、担任制を採用しており、各学生の相談に応じているケースもある。さらに、例えばA大学では前期2回、後期2回、授業改善アンケートを実施し、学生の要望から授業改善を行っており、先ず担当教員が省察し、さらに一定の不評の結果があれば、担当教員は学部長面談、さらに担当理事の面談も行っているケースもあるようである(図5)。

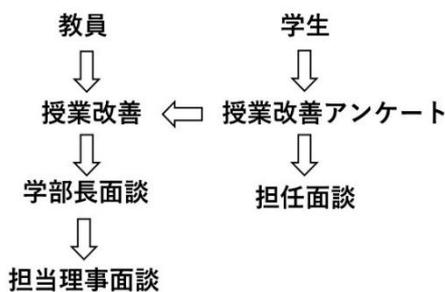


図5 授業改善の流れ(例)

このような取り組みの背景には、教員に対する授業改善の強い要望があり、教員によるパワハラなどが隠れていることが推察される。

文部科学省が発表している「コロナ禍における大学等の学生へのメンタルヘルス等のケアについて」によると、医療専門職養成課程においては、講義だけでなく実習施設での臨地実習が課されている。臨地実習施設側の責任者は必ずしも教育歴があるわけではないため、言動や態度が強くなる傾向があることが指摘されている⁽¹²⁾。実際、看護師だけでなく、理学療法士ばかりハビリテーション専門職の臨地実習時に「言葉による不当な待遇」、「身体へおよび不当な待遇」、「学業に関する不当な待遇」、「セクシャルハラスメント」、「性差別の経験」および「他科または他

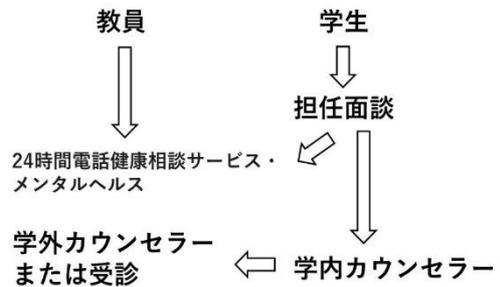


図6 メンタルヘルス・サポート体制(例)

職種との関係」の領域で不当な扱いを受けている⁽¹³⁾。A大学では、臨地実習について授業改善アンケートを実施しており、教授法に留まらず実習先の設備面等についても改善項目が示されている(図4)。

学生は初見の教員や実習教員の言動や態度に戸惑い、不平不満を募らせるケースがあることがある。実習中の学生に対する言動や態度、医療機器の扱いなどについて中傷する教員も少なからず存在し、学生、教員の双方にストレスが募る状況があるように思われる。このようなことが重なることによって、ハラスメントが生じる素地が形成されるのかもしれない。

また医療現場では、同じ職種間の職位によるハラスメントだけでなく、医師が医師以外の医療専門職種へのハラスメント(ドクターハラスメント)、看護師が介護職を「下に見る」ようなハラスメントなどが散見されている。これらのことから、予防的メンタルヘルス対策を学生に限らず、教員や現場の医療従事者においても実施する必要があるのではないかと考える。

5. SNS カウンセリングの可能性

SNS カウンセラーでもある第4筆者の経験によると、大学のアカウントによるメールによる心理相談は行っていたが、近年 SNS カウンセラーが注目を集めている⁽¹⁴⁾。心理カウンセラーやスクールカウンセラーなどの専門家は SNS でのカウンセリングに疑問を抱く向きもあるようだ。しかし、若者のコミュニケーションには LINE などが普通に使用されている。大学のアカウントによるメール、面接や電話での相談よりも SNS での相談は、匿名性もあり敷居が低く、2018年3月に行われた全国 SNS カウンセリング協議会の自殺予防相談の LINE アカウントには、約1か月で6万人超の友達登録があった⁽¹⁵⁾。カウンセリングの歴史の中で「ゲームチェンジャー」と言える結果であった⁽¹⁶⁾。中学生および高校生を対象に、いじめ、自傷行為、不登校、自殺予防相談などの模擬事例でも驚くべき内容の相談が見受けられた⁽¹⁶⁾。スマートフォンのような ICT デバイスとアプリが心理学的に学生の命をつなぐ画期的な手段となりつつある。

このように教員・心理職も時代の流れを注視し、中高生に寄り添うために、形式に拘らず LINE などの SNS での心理相談に取り組むのも一案ではないだろうか。また、それ以前に教員だけでなく、学校関係者は「予防的な生徒指導」⁽¹⁷⁾だけでなく、日ごろの学生とのコミュニケーションを大切にするべきではないかと考える。

6. まとめ

本稿では、2020年に端を発する新型コロナの蔓延に伴って社会生活が大きく制限を加えられ、オンライン授業を強いられたことによって表出したオンライン授業における受講者の倫理観を問題意識とし、それまで行われてきた教室授業および対面授業、実習のウェイトが高い医療従事者養成の教育現場における倫理と倫理感を担保する制度的側面に着目して問題提起を行ってきた。

これまで、日本の学校制度は性善説に基づいて運営されてきた側面が強く、それは教職員および児童、生徒、学生の共通認識としての暗黙知によって担保されてきたように思われる。しかし、昨今毎日のように報道される体罰、セクハラ、いじめといった教育の現場で生起する問題に対処するためには、教職員および児童、生徒、学生の倫理観を過大に評価するのではなく、教育的配慮という側面は必要ではあるものの、法制度によって被害者の人権が確固たるものとして保護され、学校に関係する参加者が楽しく有意義に過ごせるような制度および法律が介入する余地を見直す時期に差し掛かっているように思う。

参考文献

- (1) 四辻伸吾, 房村利香: “調査の在り方についての一考察: 新型コロナウイルス感染拡大以後に提出された調査報告書の提言部分に焦点を当てて”, 大阪大谷大学紀要, 57, pp.55-68 (2023).
- (2) 品川裕香, “コロナ禍で、ますます見えにくくなったいじめ”, 週刊教育資料, 52 (2021)
- (3) 長久真理子, 山口豊一, “小学生・中学生・高校生における被援助志向性研究の動向と課題”, 教育実践学研究, 24, 0, pp.51-60 (2021)
- (4) 葛文綺, “コロナ禍の大学における学生への関わり方”, 中部大学教育研究, 21, pp.1-11 (2021)
- (5) 藤原和政, “児童のスクール・モラルに影響を与える 要因の分析”, 岩手大学教育学部附属教育実践研究指導センター研究紀要, 10, pp.15-22 (2000)
- (6) 藤原和政, 河村茂雄, “高校生における学校適応とスクール・モラルとの関連—学校タイプの視点から—”, カウンセリング研究, 47, (4), pp.196-203 (2014)
- (7) 文部科学省, “問題行動を起こす児童生徒に対する指導について (通知) - 学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方”
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm (参照日 2023.6.28)
- (8) 神奈川県教育委員会, 学級崩壊対策, 児童・生徒指導ハンドブック (小・中学校版), pp.33-77, (2015)
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/32805/handbook1.pdf> (参照日 2023.6.28)
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/32805/handbook2.pdf> (参照日 2023.6.28)
- (9) 岩手県立大学, “遠隔授業を受ける際の注意「情報モラル, 著作権の尊重」について”
<https://www.iwate-pu.ac.jp/whatsnew/study/enkaku-chui.pdf> (参照日 2023.6.28)
- (10) 松本拓, 白根信人, 山田智希, “オンライン授業・セミナー

に関する法的論点・留意点”, AMT NEWSLETTER, pp1-6, (2020)

https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins14_pdf/200716.pdf (参照日 2023.6.28)

- (11) 岐阜県教育委員会, 令和2年度情報モラル調査結果 (確定版), (2021)
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/236971.pdf> (参照日 2023.6.28)
- (12) 文部科学省高等教育局・留学生課, “学生支援について”,
https://www.mext.go.jp/content/20210317-mxt_sig_sanji-000013293_10.pdf (参照日 2023.6.28)
- (13) 松秀隆, 原口健三, 吉村美香, 森田正治, 満留昭久, “臨床・臨地実習で医療系学生が感じる不当待遇”, 理学療法科学, 30, (1), p.5761 (2015)
- (14) 一般社団法人全国 SNS カウンセリング協議会,
<https://smca.or.jp/> (参照日 2023.6.28)
- (15) 杉原保志, 宮田智基 編, “SNS カウンセリング・ハンドブック”, 誠信書房, 東京, pp.i-iii, (2019)
- (16) 同上, pp.152-172.
- (17) 文部科学省 (令和4年12月), 生徒指導提要 (改訂版)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/140408_00001.htm, (参照日 2023.6.28)